

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月19日(火) 午後2時00分～午後2時50分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	益 田 玲 爾

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	副主査	尾 崎 仁

舞鶴市農林水産振興課	係 長	真 下 了 代
------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 機船船びき網漁業(さより二そうびき機船船びき網漁業)の制限措置等について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 いさご落とし網漁業の制限措置等について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5. 議事

事務局長

委員の皆様、並びに関係者の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、また寒い中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、第19回京都海区漁業調整委員会

を開催させていただきます。

本日は、八木委員、村岡委員、池田委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席されており、出席委員は6名で、過半数の委員に出席していただいておりますので、委員会規程第6条の規定は満たしております。ここからは会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

本日は、年末のお忙しい中、本委員会に出席を賜りましてありがとうございます。本委員会は年内で最後の委員会になるわけですが、前回の委員会で、今年の委員会の中で最も重要な課題のひとつでありました漁業権の適格性の審査を答申いただいて、今度は1月1日に新しい漁業権というかたちで発行されていくということです。そのあとは、その漁業権に基づきまして、京都府の漁業者の皆さんに漁業を営んでいただくと。そのことによって京都府や国民に京都の水産物を安全に提供していただいて、少しでも京都の海業というものを知っていただく、また食料の安定供給に貢献いただくということで、進んでいくように対応しているところでございます。

本日は2つの議案が用意されています。1つ目が「機船船びき網漁業（さより二そう機船船びき網漁業）の制限措置等について」、もう1つは、「いさぎ落とし網漁業の制限措置等について」ということで、2つとも制限措置についての諮問でございます。この2つの諮問と、報告事項も事務局からあるとのことですので、短い時間ではございますけれども、積極的なご意見をいただけましたら幸いです。

本日の議事録署名委員の氏名をさせていただきます。川崎委員、益田委員をお願いいたします。

それでは第1号議案に入らせていただきます。第1号議案「機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等について」を審議いたします。京都府から説明をお願いいたします。

(水産事務所)

尾崎副主査

(第1号議案について説明)

葭矢会長

はい、ありがとうございます。それでは今ほどの説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

この8隻というのは、4ヶ統ということですか。

尾崎副主査 はい、そうです。

葭矢会長 わかりました。どうでしょうか。

川崎委員 実際はどこがやっておられますか。

尾崎副主査 許可を受けているところは、舞鶴田井、野原、小橋、三浜の海域です。ただ、過去には丹後町と久美浜町でも実績はあったのですが、今現在は操業されていないという状況です。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。大浦半島沖で操業されているということですね。

あと、さよりの生態に関係するのかもしれませんが、京共22号と24号については、春と秋にわけて許可を出すかたちになっていますが、他のところは春だけだと。

このあたりは違いが何かあるのでしょうか。

尾崎副主査 さよりは、旬が秋と冬から春ということで、漁の最盛期と重なっており、4月、5月になると産卵に入って脂が落ちてくるということでもあるので、漁期が秋口と冬から春で設定されています。

葭矢会長 ありがとうございます。委員さんからコメントありますか。

石倉委員 定置網に入るのを見ていると、大体春に入ることが多いです。海の性格から言ったら、外海では秋に少し獲れることもありますが、丹後海域の内容はよく知らないので、ひょっとしたら向こうの方は秋にもよってくる可能性があるのかなと思います。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。そのほかにどうでしょうか。

川崎委員 漁獲量はどれくらいあるのですか。

尾崎副主査 近年あまり漁獲量はあがっていません。漁獲成績報告書も確認しましたが、さより自体は、あまり獲られていない状況です。

(水産事務所)

戸嶋課長

昔は、結構さよりを春先に獲っていたのですが、資源がかなり少なくなってきたこともあって、漁業者の方も一応許可を得て操業されているのですけれども、さよりの盛漁期にあわせてなかなか上手く操業できていないというところがあり、最近の実績があまりないという状況です。ただ、資源がまた回復するなり、来遊の状況によっては、二そう曳きをされると聞いておりますので、そのあたりは資源次第というところはありますけれども、今後も引き続き、許可を得て漁獲していただけたら良いかと考えております。

葭矢会長

はい、ありがとうございます。今はあまり漁獲がないと、課長が言われたように、5年の許可期間の中で、資源がいつ急激に回復してくるのか分からない状況で、適宜、漁ができるようなかたちで幅を持たせて許可されるということです。そのほかにどうでしょうか。よろしいですか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは他に意見がないということで、本議案は特に問題がないことで、京都府知事に異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

特に反対意見がないということで、異議のない旨答申をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは第2号議案に移らせていただきます。第2号議案「いさぎ落とし網漁業の制限措置等について」を審議いたします。京都府から説明をお願いいたします。

尾崎副主査

(第2号議案について説明)

葭矢会長

はい、ありがとうございました。それでは今の説明につきまして、何かご質問ご意見等ございましたら、よろしく願います。

川崎委員 この道具は、どのサイズが一番大きいですか。これ以上大きいのを使ったらいけないとか制限がありますか。

尾崎副主査 制限条件の中に、川の流水幅の5分の1以上の余道を開通しなければならないとされておりますので、それに抵触しないかたちであれば、大きさについては特段の記載はないというところです。

川崎委員 はい、わかりました。

葭矢会長 ありがとうございます。そのほかどうでしょうか。

石倉委員 ほかの漁法で獲るのはどうなのですか。

尾崎副主査 他の漁法だと、別の許可が必要になってきます。いさぎというと四つ手網みたいなものです。いさぎというよりは、一般的に落とし網が主流とされておりますので、河川の方では簡易なペットボトルに袋をつけるようなものがあつたり、さまざまなかたちのものがあつたりします。敷網のような漁具を使用することもあります。いさぎ落とし網とは別の許可が必要となります。

葭矢会長 ありがとうございます。どうでしょうか。

川崎委員 京都府は、いさぎについては、落とし網の許可しかないのですか。

尾崎副主査 現在では、落とし網のみです。以前、敷網を使用して、いさぎを獲った人が警察に検挙されたということもあるので、実質的には敷網でもいさぎは獲れるとは思いますが、現状では許可できませんので不可能です。

川崎委員 わかりました。福井県の小浜湾では四角い敷網でやりますよね。

尾崎副主査 四角いものもありますね。

葭矢会長 ありがとうございます。
海面でのいさぎを獲る漁業許可というのは、この8名だけなん

ですかね。あとは河川で許可を出しているかたちですか。

尾崎副主査　そうですね。行政上、第1橋梁より下流ということで、そこでいさを漁獲するものは、いさざ漁業ということで区別しているところですか。

葭矢会長　わかりました。ありがとうございます。そのほかどうでしょうか。

石倉委員　ここに載っていない川で獲るのはどうなのですか。

尾崎副主査　他の川でも当然許可は必要になってきます。漁業権が設定していないところであれば、今まで久美浜町とかもそうでしたけども、過去に漁業権のない河川では、随時、京都府の方で、いさざ採捕許可を発出しております。

葭矢会長　そうですか。わかりました。そのほかどうでしょうか。ご意見ご質問等ございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長　それではほかに発言がないようですので、本議案については特に問題がないことで、京都府知事へ原案に異議ない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長　ありがとうございます。異議ない旨の答申をさせていただきます。

　　以上で議案は終了いたしましたので、続いて報告事項に移らせていただきます。報告事項（1）「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について」事務局から説明をお願いします。

本多次長　（報告事項（1）について報告）

葭矢会長　はい、ありがとうございました。それでは今ほどの報告事項につ

きまして、ご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。どうでしょうか。

京都の方からは全部継続要望というかたちになっているんですかね。

本多次長 そうです。

葭矢会長 今後のスケジュールをもう一度教えていただけますか。

本多次長 はい。今後、日本海ブロックで提示しました要望事項が、5月の全漁調連の総会の際に正式な要望事項として要望書にまとめるために議論されます。そこで承認を得たものは、令和6年度の要望書として国の関係省庁へ提出されることとなります。

1点事務局から補足させていただきたいのですが、参考資料の60ページ、これは本府の要望事項ではないのですが、山口県の日本海海区から水上バイクに対する指導強化について新規要望があがっておりました。今年度の新規要望は多くはなかったのですが、本府でも非常に水上バイクの問題が方々で生じております。

例えば、まき網漁業との幹事会においても、最近のトピックスとして、水上バイクが漁労作業中の筏の近くを高速で走り抜けるであったり、操業中の漁船の横を非常に速いスピードで横切っていくのがなんとかならないかという意見が出ておまして、当海区としても、来年はこのような内容を新規要望に挙げられたらと考えております。山口県でも、漁業の妨害だけでなく、水上バイクの走り方やマナーといった部分について、関係省庁で適切に指導をしていただけないかということをお願いされておりました。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。全漁調連の要望事項については、範囲が非常に多岐にわたっていますので、事務局から説明がありましたように、5月の全漁調連の総会で各ブロックの要望事項を整理して関係する国の官庁の方へ代表者が行って要望をしていくという流れになっていこうかと思っております。ですから、農林水産省であったり、外務省であったり、場合によっては国交省であったり、そういうところに会長、副会長が行きまして、要望事項をもっていくと。なかなか1回では解決しないのですけれども、課題のあることについては、きっちりと国の方で整理していただくよう、しっか

りと要望し続けることが大変重要だと思いますので、5月の総会後、6月に本府の要望も含めて国へ要望させていただくというような流れになってこようかと思います。

どうでしょうか。何かご意見ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

【発言者なし】

葭矢会長 今後も議論していく場があるかと思いますが、その際にはご意見をいただきたいと思います。

それでは特にないということで、次の報告事項（2）「大中型まき網漁業との調整について」を事務局から説明をお願いいたします。

本多次長 （報告事項（2）について報告）

葭矢会長 はい、ありがとうございます。それではさきほどの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

舞鶴湾内でのまき網漁船の速力の制限については、一旦は尊重しますと。ただもう少し具体的な数値を示してほしいとのことでしたので、前回の幹事会でお伺いしますと、まずは10ノット程度までは低減してほしいと。時期、時間については、トリガイの出荷時には24時間通して仕事をされる場合がありますので、全期間を通して10ノットまで落としてほしいという意見でしたので、もう少しこのあたりは議論のうへ成案にして6月の船主部会へもっていきたいと考えています。

AISについても、令和元年に釣漁船がまき網に巻かれてしまったということで、死亡事故や大きなけがには至らなかったのですが、安全航行についてAISは非常に重要なツールとなりますので、漁業者としては要望していきたいと。あとは白石礁の問題ですね。沿岸業者の利益を損なわないように、共存共栄というかたちも大切なことですので。そのあたりの意見も踏まえながら継続して要望していきたいと考えています。

委員会としてどうでしょうか。何かこの場で。地区の代表者さんや漁業者の代表者さんに集まっていたいろいろな意見が出る

のですけれども、また整理をして説明できる機会がありますかね。

本多次長 そうですね、2月、3月の委員会では説明できると思います。

葭矢会長 幹事会で出た意見については、また概要を説明させていただきたいと思います。どうでしょうか。

川崎委員 速度は10ノットでも、魚を積んでいるときの10ノットと空で走るときの10ノットでは波の大きさが違うんですね。

葭矢会長 なるほど。そのあたりも幹事会では検討してみます。そのほかにもどうでしょうか。

白石礁付近での操業は年末を避け前倒しでやってくれというのは理解しているのですけれども。当面はこういう経過で推移したということで整理させていただいて、説明させていただきました。また年明けて幹事会が開催されて意見の集約ができましたら、委員会で報告をさせていただきたいと思います。そのほかよろしいですかね。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは報告事項を終了させていただきます。そのほか事務局から何かありますか。

本多次長 先ほどのまき網幹事会の話ですが、本日報告しておりました件に補足させていただきます。ここ2、3年は、舞鶴漁港でのまき網漁船のブリ水揚量は相当減っております。最近のニュースでは、ブリが豊漁で京都府の定置にも相当数入網しているとのこと。その後の経過を見ていると、ある程度、まき網漁船も本府沖での操業を遠慮されているのかなと見受けられる部分もありました。ただ、いつまた白石礁等で疑わしい操業があるかもしれませんので、引き続き注意すべきだとは思いますが。それでも最近の傾向としては、まき網の漁獲というのは、5、6年前に比べると減少傾向にあるという提言も出ておりました。補足で説明させていただきます。

次に、次回の委員会ですけれども、来年の1月18日（木）を予

定しております。後日、開催通知等の関係書類を送付させていただきます。また、2月、3月にも1回ずつ委員会の開催を予定しております。現在のところ、2月は13日（火）又は14日（水）、3月は4日（月）又は5日（火）、ないしは12日（火）のいずれかを予定しております。3月については早い時期の開催を考えているのですが、年度末の多忙な時期でもあり諮問文の提出のタイミングもありますので、12日開催の可能性もありますということでお伝えします。

葭矢会長 ありがとうございます。それでは事務局からの連絡事項は以上ですね。

委員の皆様には、年末のお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。2つの諮問については、無事答申をさせていただきました。

今年最後の委員会ということで、1月1日からは、改正漁業法のもとで初めての漁場計画が科されます。初年度から大漁になるように祈念させていただきます、委員会を終了させていただきます。

本年中は多くの出席をいただきまして本当にありがとうございました。ご苦労様でした。

【閉会 午後2時50分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和5年12月19日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員